

第1回東大阪市地域公共交通活性化協議会

【報告第1号】

地域公共交通計画について

地域公共交通計画とは

根拠法：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
(平成19年法律第59号)

計画の定義

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を
明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの。

※計画作成数:1119件(令和6年8月時点)

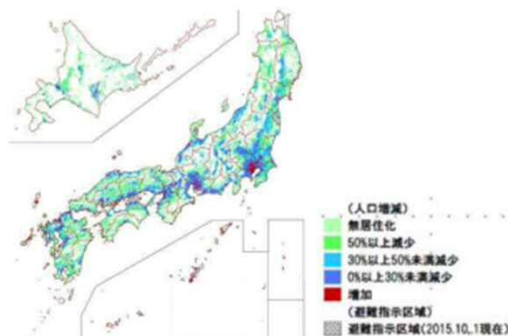


背景（全国の公共交通）

引用元：国土交通省

将来の人口増減状況

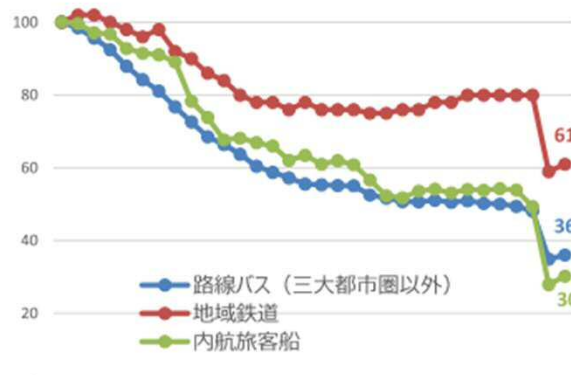
2050年には全国の約半数の有人メッシュで人口が50%以上減少（2015年対比）



(出典) 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」等をもとに国土交通省作成。

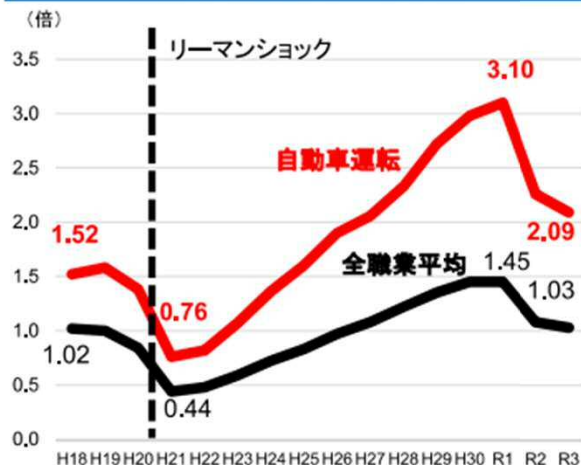
路線バス、地域鉄道、内航旅客船の利用者数

H2=100とした場合の推移



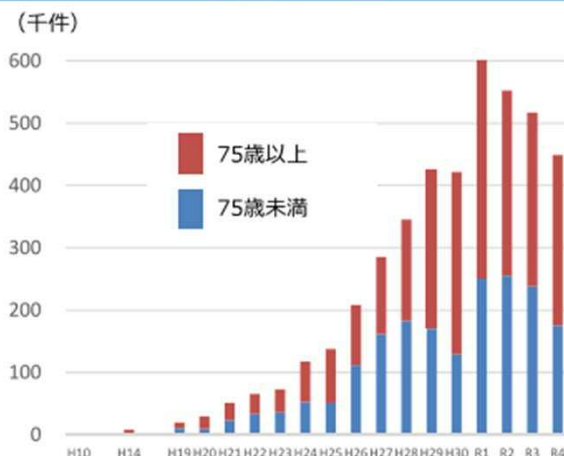
(出典) 「自動車輸送統計年報」、「鉄道統計年報」、「船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令」に基づく国土交通省海事局内航課調査より国土交通省作成

自動車運転業の人手不足



(出典) 厚生労働省「一般職業紹介状況」より国土交通省作成

免許返納数の推移



(出典) 警察庁公開資料より、国土交通省総合政策局作成

コロナ前後における赤字事業者の割合



国の取り組み

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 制定(H19年)

特徴

- ・地域公共交通計画の作成に関すること。
- ・地域公共交通計画を法定計画として規定。
- ・計画に基づく特定事業の実施計画について、国土交通大臣の認定を受けた場合、法律・予算の特例措置あり。



目的

- ・地域旅客運送サービスの持続可能な提供
- ・地域公共交通の活性化及び再生のための取組
- ・地域関係者の連携と協働の促進
- ・地域の主体的な取組等の推進

法改正により、地方公共団体の計画作成が義務化。(R2年)

地域公共交通計画 策定のメリット

意義

- ①地域公共交通政策の「憲法」
- ②まちづくり施策や観光施策との連携と協働の強化
- ③関係者間の連携と協働の強化
- ④交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化
- ⑤地域における公共交通施策の継続性

効果

国からの積極的な支援（補助金・特例措置・減免措置）を受けられる

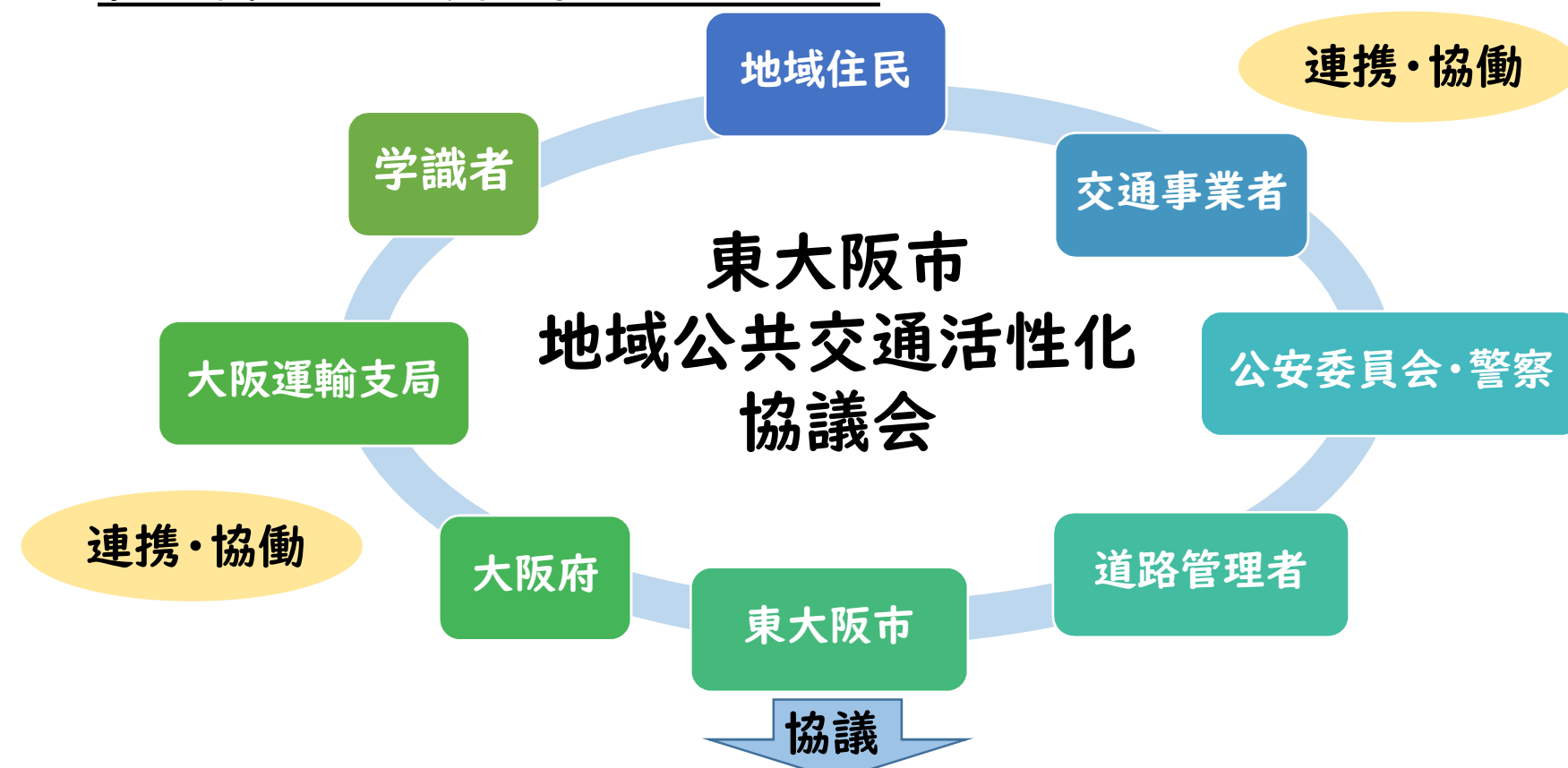
- | | | |
|---|--|--|
| ◇ 軌道運送高度化事業
LRT（Light Rail Transit）の整備 | ◇ 道路運送高度化事業
BRT（Bus Rapid Transit）の整備 | ◇ 鉄道事業再構築事業
鉄道の上下分離等 |
| ◇ 地域旅客運送サービス継続事業
公募を通じた廃止予定路線の交通の維持 | ◇ 貨客運送効率化事業
貨客混載の導入 | ◇ 地域公共交通利便増進事業
路線、ダイヤ、運賃等の見直しによるサービス改善等 |



新たな官民連携施策の実現が可能になる
共創・MaaS実証プロジェクト



協議会を設定する理由



(法第5条)・地域公共交通計画の目標を達成するために行う事業
・事業の実施主体に関する事項

東大阪市地域公共交通計画 策定

課題解決に向けて

東大阪市の公共交通の課題



東大阪市
地域公共交通計画 策定

協議会における
協議結果を反映



計画に基づいた施策を実施



東大阪市の公共交通の課題を解決